

平成27年川俣町議会第9回定例会会議録

平成27年川俣町議会第9回定例会は、9月18日川俣町役場議場に招集された。

1. 出席議員は、次のとおりである。

1 番 村 上 源 吉 君	2 番 高 橋 道 弘 君	3 番 高橋真一郎君
4 番 鳴 原 利 光 君	5 番 高 橋 道 也 君	6 番 菅 野 清 一 君
7 番 斎 藤 博 美 君	8 番 菅野意美子君	9 番 新 関 善 三 君
10 番 菅 野 正 彦 君	11 番 佐藤喜三郎君	12 番 五十嵐謙吉君
13 番 高野善兵衛君	14 番 石 河 清 君	15 番 遠 藤 宗 弘 君
16 番 黒 沢 敏 雄 君		

2. 欠席議員は、次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長 古 川 道 郎 君	副 町 長 伊 藤 智 樹 君
総 務 課 長 佐 藤 広 一 君	企画財政課長 佐藤真寿夫君
町民税務課長 羽 賀 洋 一 君	会 計 管 理 者 高 野 誠 市 君
保健福祉課長 丹 野 雅 直 君	建設水道課長 斎 藤 和 弘 君
原子力災害対策課長 宮 地 勝 志 君	産 業 課 長 寺 島 喜 美 夫 君
教 育 委 員 長 佐 藤 捷 善 君	教 育 長 神 田 紀 君
教 育 次 長 佐 藤 修 一 君	生涯学習課長 増 賀 喜 芳 君
総務課長補佐 大 内 彰 君	監 査 委 員 斎 藤 庸 夫 君

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 高 橋 清 美 書 記 長 岡 健 一

5. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

請願・陳情の審査結果報告

付託議案等の審査結果報告

議案第68号 川俣町個人情報保護条例の一部を改正する条例（質疑・討論・採決）

議案第69号 川俣町手数料条例の一部を改正する条例（質疑・討論・採決）

議案第70号 川俣町町営住宅条例の一部を改正する条例（質疑・討論・採決）

議案第71号 川俣町町営住宅管理条例の一部を改正する条例（質疑・討論・採決）

議案第72号 町道路線の認定について（質疑・討論・採決）

議案第73号 平成26年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について

- (討論・採決)
- 議案第 7 4 号 平成 2 6 年度川俣町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(討論・採決)
- 議案第 7 5 号 平成 2 6 年度川俣町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
(討論・採決)
- 議案第 7 6 号 平成 2 6 年度川俣町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
(討論・採決)
- 議案第 7 7 号 平成 2 6 年度川俣町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(討論・採決)
- 議案第 7 8 号 平成 2 6 年度川俣町奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について
(討論・採決)
- 議案第 7 9 号 平成 2 6 年度川俣町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
(討論・採決)
- 議案第 8 0 号 平成 2 6 年度川俣町小島財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
(討論・採決)
- 議案第 8 1 号 平成 2 6 年度川俣町飯坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
(討論・採決)
- 議案第 8 2 号 平成 2 6 年度川俣町大綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
(討論・採決)
- 議案第 8 3 号 平成 2 6 年度川俣町小綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
(討論・採決)
- 議案第 8 4 号 平成 2 6 年度川俣町山木屋財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
(討論・採決)
- 議案第 8 5 号 平成 2 6 年度川俣町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
(討論・採決)
- 議案第 8 6 号 平成 2 7 年度川俣町一般会計補正予算 (第 4 号)
(質疑・討論・採決)
- 議案第 8 7 号 平成 2 7 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算 (第 2 号)
(質疑・討論・採決)
- 議案第 8 8 号 平成 2 7 年度川俣町介護保険特別会計補正予算 (第 1 号)
(質疑・討論・採決)
- 議案第 8 9 号 平成 2 7 年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
(質疑・討論・採決)
- 議案第 9 0 号 平成 2 7 年度川俣町奨学資金特別会計補正予算 (第 1 号)
(質疑・討論・採決)

(追加日程)

- 発議第 8 号 川俣町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 発議第 9 号 平成 27 年 9 月関東・東北水害に対する激甚災害指定を求める意見書
- 発議第 10 号 平成 27 年 9 月関東・東北水害に係る財政支援を求める意見書
- 発議第 11 号 平成 27 年 9 月関東・東北水害に対する激甚災害指定を求める意見書
- 発議第 12 号 9 月 10 日関東・東北水害に対する要望書
- 議報告第 5 号 川俣町庁舎建設特別委員会報告について
- 議報告第 6 号 農業及び農村の動向並びに振興に関して講じた施策に関する報告について（平成 26 年度分）
- 議報告第 7 号 所管事務調査結果報告について
- 議報告第 8 号 議員研修会等の報告について
議員の派遣について

◎開議の宣告

○議長（黒沢敏雄君） ただいまの出席議員は、１６人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。（午後１時４５分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 会議を進める前に申し上げます。本日も気温が上がっておりますので、上着を脱がれる方は脱いで結構です。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第１，会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第１２５条の規定により、議長において、１３番議員 高野善兵衛君、１４番議員 石河 清君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第２，請願・陳情の審査結果について、報告を行います。

初めに、産業建設常任委員長、報告願います。産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（石河 清君） 産業建設常任委員会委員長 石河 清でございます。

請願の審査結果

本委員会に付託された請願は、９月９日審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第９４条第１項の規定により報告する。

記

番号	件 名	審査結果	意 見
３	鶴沢字東・柿ノ窪地内の農道の整備等に関する請願書	継続審査	
４	町道新関前・細越線延長部分の町道認定と改良に関する請願書	採択	
５	八羽内・鍛冶内排水路土側溝改良請願書	採択	
６	古内地区公衆用道路の町道認定と改良に関する請願書	採択	

以上であります。

○議長（黒沢敏雄君） 請願第３号「鶴沢字東・柿ノ窪地内の農道の整備等に関する請願書」を採決いたします。

この請願に対する産業建設常任委員長の報告は、継続審査です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、請願第３号は、委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（黒沢敏雄君） 請願第４号「町道新関前・細越線延長部分の町道認定と改良に関する請願書」を採決いたします。

この請願に対する産業建設常任委員長の報告は、採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、請願第４号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（黒沢敏雄君） 請願第５号「八羽内・鍛冶内排水路土側溝改良請願書」を採決いたします。

この請願に対する産業建設常任委員長の報告は、採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、請願第５号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（黒沢敏雄君） 請願第６号「古内地区公衆用道路の町道認定と改良に関する請願書」を採決いたします。

この請願に対する産業建設常任委員長の報告は、採択です。

本案について、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、請願第６号は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

◇ ◇ ◇

○議長（黒沢敏雄君） 次に、厚生常任委員長、報告願います。厚生常任委員長。

○厚生常任委員長（高橋道也君）

平成２７年９月１８日

川俣町議会議長 黒沢敏雄 様

厚生常任委員会委員長 高橋道也

陳情の審査結果

本委員会に付託された陳情は、９月９日審査の結果、次のとおり決定したので、川俣町議会会議規則第９４条第１項の規定により報告する。

記

番号	件 名	審査結果	意 見
５	外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情	不採択	

以上です。

○議長（黒沢敏雄君） 陳情第5号「外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情」を採決いたします。

この陳情に対する厚生常任委員長の報告は、不採択です。

よって、この採決は、起立によって行います。

この陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（黒沢敏雄君） 起立なし。

よって、陳情第5号は、不採択と決することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第3，付託議案等の審査結果報告を行います。

平成26年度各会計の歳入歳出決算について、平成26年度各会計決算審査特別委員会委員長より報告願います。

遠藤宗弘委員長。

○決算審査特別委員会委員長（遠藤宗弘君）

平成26年度川俣町各会計決算審査特別委員会審査報告

平成26年度川俣町各会計決算13件につき、9月10日から17日までの8日間各課単位に審査を行った。その結果、各課に対する意見、要望、指摘事項等、主な審査概要は次のとおりである。

平成26年度川俣町各会計決算審査特別委員会審査日程表

日程	月日（曜）	時 間	審 査 課 等
1	9月10日（木）	10：06～14：28	企画財政課
2	9月11日（金）	10：00～14：58	原子力災害対策課、会計室、議会事務局
3	9月12日（土）		休会
4	9月13日（日）		休会
5	9月14日（月）	10：00～14：25	企画財政課、産業課、町民税務課
6	9月15日（火）	10：00～15：28	企画財政課、保健福祉課、建設水道課
7	9月16日（水）	10：00～14：59	こども教育課、生涯学習課、総務課、選挙管理委員会、企画財政課
8	9月17日（木）	10：00～12：02	総括、討論、採決

（1）総務課

① 臨時職員等の賃金体系（社会保険の有無）については、各課によって差があるので総合的に検討すること。特に、シルバー人材センターへの業務委託については業務内容にあった雇用形態に改善すること。

② 自治会は行政の下部組織ではないので多くの業務を依頼することは避けるべ

きである。また、未加入、休止、脱退等の問題が発生しているので、組織のあり方等についても検討すべきである。

- ③ 交通安全母の会への補助金支出について、町直接と交通対策協議会を経由しての間接補助があるが後者の方法は好ましくないので改善すべきである。

(2) 企画財政課

- ① 成果の概要に当初、平成26年度に町を揺るがす刑事・民事事件にも発展した、商工会補助金不正受給問題の記載が一切なかった。
- ② 指導的立場にある企画財政課の契約発議書に決裁日等の未記入が多かったので記載すべきである。
- ③ 復興発電合同会社の増資については、選定に疑義が生じ、公募の際、復興事業を実施している町内の業者が排除された。その段階では町が100%出資しているのにも関わらず、審査の過程が議会に公開されない。また、会社の位置づけについても民間会社か第三セクターか早急に解決すべきである。

(3) 原子力災害対策課

- ① 町内帰還を考えている避難者への具体的な対応策を講じること。
- ② 自家用野菜の放射能測定検査は効率的に行うため1箇所を集約すべきである。
- ③ 井戸掘削工事について発注方法の検討を含め、早期に着工すること。

(4) 会計室

- ① 資金の運用については、高利回りの国債購入を検討すること。

(5) 議会事務局

特になし。

(6) 町民税務課

- ① 成果の概要には検査の結果も記入すること（避難区域浄化槽点検事業）。

(7) 建設水道課

- ① 簡易水道使用料の滞納については、その公平性からも解消に努めること。

(8) 産業課

- ① 中小企業復旧復興支援事業委託料の支出については、事務の遅延により、県緊急雇用創出基金事業で支出すべき経費が町費の持ち出しとなった。また、その支出についても6か月以上遡及しており不適切である。
- ② 農振会活動推進費報償金について8の地区協議会に支払っているが、農振会会長に直接支払うようにすること。
- ③ 二地域居住飯坂体験施設の光熱費は、他の避難者との公平性から居住者に負

担させるべきであった。

- ④ (株)まちづくり川俣の運営のあり方、支援策等について早急に検討すべきである。

(9) 保健福祉課

- ① 成果の概要に記載されている事業については説明できるようにすること。
- ② 病院群輪番制については福島市を含めその体制を関係自治体と協議すること。
- ③ 災害発生時の民生委員の協力体制を早期に構築すること。
- ④ 障害者福祉事業については実績を踏まえ、制度の周知方法を検討し利用の促進を図ること。

(1 0) こども教育課

特になし。

(1 1) 生涯学習課

- ① 子どもの屋内運動場の運用については、他事業の実施等、利用方法を検討すること。
- ② 成人式の実施については、成人者の愛町心を高めるよう、予算を含め再検討すること。
- ③ 原発事故後、農村広場が仮設住宅用地となったため、屋外スポーツをするグラウンドが不足しているのでその確保策を検討すること。

《まとめ》

平成 2 6 年度の各会計の決算においては、災害からの復旧復興関連事業に取り組んだが、予算化した事業が執行されていないなど繰り越しが目立った。

本来であれば、成果の概要に記載すべき商工会等の返還金がまったく記載されておらず、町の体制及び認識が懸念されるところである。

成果の概要の作成においては、単なる事務結果の報告のみならず、しっかり分析の上、今後の事業遂行に役立てるべきである。

また、課によっては、決算審査を受ける体制が全く整っておらず回答に時間を費やす事態が生じた。審査にあたって提案者として事業の内容を熟知して臨むべきである。

平成 2 6 年度各会計の決算は認定するべきであると決定した。

平成 2 7 年 9 月 1 8 日

平成 2 6 年度川俣町各会計決算審査特別委員会

委員長 遠藤宗弘

以上であります。

これは、マイナンバー法の第2条の第9項の中に、「この法律において、特定個人情報ファイルとは、個人番号をその内容に含む個人情報ファイルをいう」ということで、ちょっとわかりづらい表現なんですけど、具体的には、特定個人情報ファイルとは、マイナンバーやマイナンバーに対応する符号をその内容に含む個人情報ファイルのことです。民間利用者の場合、個人情報ファイルとは、個人情報保護法に定める個人情報データベース等と同意語で表示されるところでございます。

以上、答弁とさせていただきますと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 質問にお答え申し上げます。

今、私が持っている資料では、ちょっと詳しい内容が説明できませんので、時間をいただいて、ご回答申し上げたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） では、暫時休議いたします。 （午後 2時20分）

◇ ◇ ◇

○議長（黒沢敏雄君） 再開いたします。 （午後 2時49分）

◇ ◇ ◇

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） それでは、質問にお答え申し上げます。

時間をとらせてまして、大変申しわけございませんでした。

まず、今の質問でありまして、（2）の「専ら試験的な電子計算機処理の用に供するための個人情報ファイル」ということで、行政機関が個人情報ファイルを用いて、本来の事務を開始する前に、電子計算機器処理システムの試験を行うために個人情報ファイルを作成し、利用する場合があります。このような専ら電子計算機処理の試験のために使用される個人情報ファイルは、これらの①に基づき、これら本来の事務が行われることなく、また他へ提供することもないと考えられることから、除外をされていると。もう1点は、一般的に規模も小さく、継続性もないことから、個人の権利、利益侵害の恐れが小さいものとして、事前の通知から適用除外とされたものでございます。

（4）の「1年以内に消去することとなる記録情報のみの記録する個人情報ファイル」であります。本号に該当する個人情報ファイルは、記録情報が短期間で消去されるので、漏えいや利用目的以外の利用、提供等の恐れも小さいと考えることから、事前通知は要らないということになったところでございます。

（6）「職員が学術研究の用に供するための発意に基づき作成した」云々かんぬんについては、本号に該当する個人情報ファイルは、研究機関等における自発的な学術研究のために作成または取得されたものであるが、自発的な学術研究について、総務大臣により事前の調整の余地が乏しいことから、事前通知の適用除外としたものでございます。

（7）の「本人の数が一定未満の場合の個人情報ファイル」であります。本人の

数が一定数未満の小規模な個人情報ファイルについては、個人の権利、利益の侵害の被害も少ないと見込まれるため、事前通知の対象とならないとしたものでございます。

最後になりますが、（９）の「電子計算機処理に伴うもの」でございます。これについては、マニュアル処理にかかわる個人情報ファイルは、電子計算機器処理にかかる個人情報ファイルにも見られるような大量高速処理、結合、検索の容易性等の特性を有しておらず、個人の権利、利益を侵害する恐れも電子計算機処理にかかる個人情報ファイルに比して小さいことから、事前通知の適用除外としたものでございます。

以上、答弁とさせていただきますと思います。

○議長（黒沢敏雄君） ２番、高橋道弘君。

○２番（高橋道弘君） 大体はわかりました。

それで、予算があるからいいんだという話なんだけれども、６条の２の第１項のほうは、これ、全部通知しなくちゃいけないというやつですよ。これに該当する、本町ですよ。これ、１０月５日施行というのものもあるわけだ。６条関係は公布の日からというんだけど、これの６条の２の第１項に規定するファイル数というのはかなりの数に私はなるんじゃないかと思うんですけども、そのファイルしたものを全部審査会に出すとなれば、当然審査会を開くんですよ。ということは、今現在、内部でこの６条の２の第１項にかかわるファイルについては、整理されていて、どのくらいの数になっているのかということと、今ご説明いただきました（７）の「本人の数が実施機関が定める数に満たない」って、これは、例えば実施機関というのは川俣町長もあれば、議会もあれば、教育長もいるわけだよ。農業委員会もありますよね。それぞれ実施機関だね、たしかね、この条例上は。そうなった場合に、その定める数というのは何人になるのか、この２点、再質問します。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 今回改正する個人情報保護法の改正は、マイナンバー法の改正に伴って行う改正であります。具体的なマイナンバーに関する条例については、１２月議会に提出に向けて、今、庁内で検討会を開いているところでございます。その検討会の中身の情報は、まだ私のほうに上がっておりませんが、今後の検討会のほうで、数的な問題やらそこの１２月に皆さんのほうに提案する（仮称）川俣町個人番号の利用等及び特定個人情報の提供に関する条例の中でお示しをしていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきますと思います。

○議長（黒沢敏雄君） ２番、高橋道弘君。

○２番（高橋道弘君） いや、私が聞いたのは、６条の２に該当するファイル数は想定されるわけじゃないですか。今、例えば年金だとかには使わないとかって、こう言っていますけれども、じゃあ川俣町内部で今のマイナンバー法からいって、川俣町として審査会に通知すべきこのファイル数というのは、どの程度把握をして、準備をなさっているんですかというのが１点目の質問で、あと、（７）のほうは、今言ったのは

(7) の答弁なのかい、もしかして。

両方。じゃあ決まってないということでもいいのかい、(7) は。そうすると、6 条の 2 の第 1 項については全く白紙なのね、今は。

○議長（黒沢敏雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 質問に答弁させていただきたいと思います。

今、町のほうで、この条例制定に向けて、こういった事業がこのマイナンバー法に該当するかも検討していますし、その数についても、今、検討をしているところでございます。最終的には、12 月の条例制定に向けて、今やっているところでございますので、それまで数的な問題については、後ほど報告させていただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） ほかにございますか。

15 番 遠藤宗弘君。

○15 番（遠藤宗弘君） 遠藤です。

これ、マイナンバーについて、この関連で出されてきていると思うんですが、今このマイナンバーについても、町民の皆さんから今出されているのは、私はそんな複雑な番号は要らないんだと、持たないためにはどうすればいいでしょうという問い合わせが結構来ているんですよ。恐らく 10 月 1 日には番号が簡易書留で送られるということになっているわけでしょう。そうすると、勝手に番号を振って、それぞれ個人に送りつけられる。私は要らないですって返すのには、町当局にお返しすれば、それで受け取って町で保管しておいていただけるんでしょうか。でないと、その送られてきたものを失って、後で請求するとなると、この後の条例で出てくる 800 円を出さないと受け取れないということになるわけでしょう。そんな無駄なことをやるよりは、まず当面は要らないという人は、町にお返しするから、そこで町のほうでちゃんと保管するような、これから条例を 12 月に提案するんだというんだったらば、そういうものまで含めて検討してもらいたいと思うんですよ。町民の中で、そんな番号を欲しいって言っている人、誰もいないんですよ。勝手にこれ政府が決めてきて、それで全ての個人の財産までこの中で、このカードで見られるようにするんだというのが仕組みでしょう。銀行預金まで今後はこのカードに入れていくんだと言っているわけだから。そんなものは持つ必要ないっていう人に対しては、どういうふうな指導をしますか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 質問にお答え申し上げます。

今の、住民からこんな番号は要らない、町で預かっていただけないかというようなご質問でございます。

これは、国の制度、法律に基づいてやる事業でありまして、本年 10 月に通知カードということで、番号が振られたカードが個人個人に配布される予定になっております。それについては、個人でお持ちいただいて、それで、それに基づいて個人カードをつくるか、つくらないかは自由でありますので、そういった通知カードについては

保存をしておく、カードはつくらなければ、本当に通知カードだけ保存をしていただくというようなことで、住民の方に周知をしていきたいというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきますと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 15番 遠藤宗弘君。

○15番（遠藤宗弘君） これ、マイナンバーのカードをみんなつくれということだけでも、今までやっていた住基カードだって、町内で何%の人がつくったんですか。恐らく5%とないでしょう。そういうことで、無理無理、そんな簡易書留で送りつけて、全住民を番号で縛りつけようなどという、そういうやり方というのは、とっても従う気にはなれませんので、だから、保存しろと義務づけること自体が、私は政府の無謀だと思うんですよ。そんな送られてきたものは受け取り拒否にすればどういうふうになりますか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。

町民税務課長。

○町民税務課長（羽賀洋一君） ご答弁申し上げます。

今の制度では、届かなかった場合は町のほうに返却というか、戻ってくるようになります。町のほうでは、その方に対して、今後、通知カードのほうを保存するように指導してまいりたいと思っております。

○議長（黒沢敏雄君） 15番 遠藤宗弘君。

○15番（遠藤宗弘君） そうすると、今、要らないと言っている方は、送付されたものを受け取り拒否ですという、いないとこさポストへ入れられる可能性もありますから、そうすると返せばいいわけですね。簡易書留だから、判こが必要だから、判こを押さないで返せば、そうすると町のほうで保管をするということになるんですね。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。

町民税務課長。

○町民税務課長（羽賀洋一君） ご答弁申し上げます。

今現在は、町のほうでは保管するということは考えておりませんので、極力ご理解いただいて、通知カードのほうを本人のほうに渡したいと思っております。

以上です。

○議長（黒沢敏雄君） ほかにございますか。

4番 鳴原利光君。

○4番（鳴原利光君） このマイナンバー制度に伴ってのこれ、個人情報だと思うんですが、12月に、さっき総務課長が検討委員会を立ち上げるというんですが、国のほうではDVとかストーカー行為、児童虐待被害者等の受け付けは9月25日までですよ、国のほうであれしているのは。それで今度は住所のほうでやるということなんですが、その申請などは町のほうではやっているんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。

町民税務課長。

○町民税務課長（羽賀洋一君） ご答弁申し上げます。

今現在、居所の申請書ということで、受理を申請書の受け付けをやっているところ
でございます。

答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 4 番 鳴原利光君。

○4 番（鳴原利光君） それ、DV だの児童虐待ばかりではなくて、当町でも避難され
ている方がいますので、これ、ひとり暮らし、長期間、医療機関とか施設に入院され
ている方も該当するわけですから、その辺もしっかりやっぱり把握しないと、せっか
くのマイナナンバー制がマイナナンバーになるんじゃないかと思うんですが、その辺
は町のほうではどうですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。

町民税務課長。

○町民税務課長（羽賀洋一君） ご答弁申し上げます。

今現在、施設等に入所している方はちょっとつかめておりませんが、避難さ
れている方、または避難されている、そこで出生した方、そういった方々には極力電
話等で、そういったことで通知差し上げまして、広く周知を図っているところでござ
います。

以上でございます。

○議長（黒沢敏雄君） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第 6 8 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第 5，議案第 6 9 号「川俣町手数料条例の一部を改正する条
例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第 6 9 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(黒沢敏雄君) 日程第6, 議案第70号「川俣町町営住宅条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 高橋道弘君。

○2番(高橋道弘君) まず、2点お伺いしたいんですが、一つは、新しく今つくっている新中町団地ですか、これの40戸の戸数を追加をするということでございますが、これの入居者の募集はいつから始まるのかというのが1点です。

それからもう1点は、これは私、山木屋の方にお聞きをしたんですけども、原子力災害対策課で、復興住宅に入るのは52名だとなっているんですけども、その後も入りたいという人がいたんですけども、52名で締め切ったからだめですよというふうに言われたと、こういうお話をお聞きしたんですけども、その枠は40戸、そいつに県でつくるのを合わせて52だかわかりませんが、だからいつ募集するのかと聞いているわけなんですけれども、もうその原子力災害対策課でアンケートをとった52名で固定されて、これからいつ募集するかわかりませんが、それで聞いているんですけど、募集のときに違う人が募集するかもしれませんよね。当然にして。その際に、どういうふうに選定されて入居になってくるのかという、これ実際、入りたいと思っている人には大変重要な課題ですので、その2点、いつ募集をかけるんですかというのと、もう入る人は決まっているんですかというこの2点について、ひとつご提示をいただきたいんですが。

○議長(黒沢敏雄君) 当局の答弁を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長(斎藤和弘君) ご質問にご答弁申し上げます。

まず、新中町住宅40戸の募集、いつからするかということでございますが、これにつきましては、この条例が可決いただけましたら速やかということで考えてございます。

もう一つ、52名で決まっているのかということでございますが、原子力災害対策課では、意向を確認したということでございまして、入居者については決まっております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長(黒沢敏雄君) 2番 高橋道弘君。

○2番(高橋道弘君) 2点目のほうは、これから入居者が決まなくて公平にやるということですから理解したんですけども、もう1点、速やかに行うんだというんだけど、人がこれ生活している話ですからね。今現在もどこかにお住みになっているわ

けだ。そうすると、その新中町の40戸というのは、いつから入れますよという募集をかけないと、応募する人は困りますよね。来年の10月なのか、11月なのか、7月なのかというのは、これ大事な課題ですよね。入居募集する方にとっては。その辺は、今のスケジュールというか、まだこの起債で予算をとっているから復興住宅は間違いなく発注するんですみたいなことを言っていますけれども、いつになったら本当にできるのかという、そこは何月何日から入居できますよって募集をかけるんだか、お知らせをいただきたいんですが。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） ご質問に答弁いたします。

新中町の住宅の入居の時期ということでございますが、これにつきましては、来年の8月ごろということで、まだ具体的にものができ上がっておりませんので、来年の8月ごろということで、皆様にお知らせをしてみたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（黒沢敏雄君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 8月ごろというと、9月も入るかもしれないんですけども、行政として、募集をかけるのに、8月ごろだという募集はやっぱまずいんじゃないかと思うんですよね。学校できるのに、いつからあの学校できるんだいと言ったら、いや29年の3月ごろでないかいというのと同じことでしょう、言っていることは。だから、この個人の生活がそこで新しく始まるわけでしょう。だから、そこははっきりすべきだと思うんだけど、町長どうですかね。というのが一つと。

あともう一つは、前々から言っている地域のコミュニティの問題での集会所の問題ね。これは、例えば入居する人に対して、これは建設課長でないかもしれないんだけど、どういう行政区単位なりをとるんですよということを、事前にやっぱり提示しとかないとまずいんだと思うんですよ、入る人について。その辺は、速やかに募集するということですから、もう結論は出たというふうに思うんですけども、そこはどうなっているんでしょう。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 質問にお答え申し上げます。

新中町の40戸の団地については、今のところ、一つの行政区でくくりをつくっておきたいという考えをしております。あとあわせて、自治会については南自治会のエリアということで考えていければというふうに思っております。ただ、山木屋自治会のすみ分けもしなくちゃいけないので、そこら辺は、地域の行事については地域活動をしてもらうということで、南自治会と協力関係をつくっていただきたい。あと、旧来の山木屋の伝統行事等については、そちらの行事も一緒に担っていくというふうな考え方で整理をしていきたいという思いはありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、答弁とさせていただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） ご質問にお答えいたします。

募集の時期は、はっきりさせるべきと、まさしくそのとおりだと私も思いますが、原発事故により避難を余儀なくされている、避難されている皆様に早目のご案内をするということで、まだ建物の建設には始まってはございませんが、早目のご案内をするということで、来年の8月ごろまでにはつくりたいと、つくりますということで募集をさせていただくということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） ほかにございませんか。

6番 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 8月までには建設したいということは、8月までにはつくるけれども、入れるのはいつからって予定しているんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） ご質問に答弁いたします。

8月に完成ではなくて、8月に入居できるということで、完成は6月ということを目指して進めてまいる考えでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（黒沢敏雄君） 6番 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） 6月に本当にできると思ってやるんですか。それとも、そうだろうという話なんですか。というのは、なぜこういうことを言うかという、今、委員会でも住居確保損害が約80世帯ぐらい使っていると、住居確保制度を使っていなくても、合わせると、多分私の記憶では100件は超えているんですよね。その中で、そこも様子見ながらやるという人が、大体入るという人が多いわけですよね。現実には。今、52世帯というのはね。そうすると、そのタイミングの問題等もありますから聞いているんですけれども、8月に入居できるって間違いはないですか。8月の31日なんですか、8月1日なんですか。

あともう一つは、そうなった場合、じゃあ行政区はどういう形になるのかと。あとその入る場所、その選択は優先順位でやるのか、申し込み順でやるのか、それともくじ引きなのか、それとも何らかの諸条件を与えて、その条件をクリアしたところから入るのか。というのは、戻る人もいるわけですね、一部。そうすると、その行政区の兼ね合いは、町としてはどっちが本当の行政区としてみなすんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 質問にお答え申し上げたいと思います。

新中町40戸については、先ほど2番議員のほうにお話ししたとおり、一つの行政区のくくりにしていきたいというふうな思いを持っております。ただ、自治会の枠組みではありますが、やはり地域活動を、地域の美化環境活動とか、そういうものについては南自治会と連携をしながらやっていただきたいと思います。あと、旧来の

山木屋自治会とのかかわりというのは、伝統文化、行事とか、そういうものについては旧来の山木屋の活動に参画をしていただくような考え方をしているところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） ほかにございませんか。

建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 質問に答弁いたします。

入居は8月5日ということでございますが、今現在は8月入居を目標ということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

あと、入居される方の住居の決定の方法でございますが、これにつきましては選考によりますが、希望が重なった場合につきましては、抽選により決定することとなります。

○議長（黒沢敏雄君） 6番 菅野清一君。

○6番（菅野清一君） あんまりこのことを具体的に聞いてもしようがないかもしれないんですけども、8月中には入居できる可能性が幾らかあるということで解釈していいんですね。9月に延びる、10月に延びることも当然あり得るというふうに含めて考えてよろしいですね。

重なった場合というんですけども、例えば40戸なら40戸、それはまずその申し込み順から決めるんですか。抽せんとかする場合は、その判断基準はまずどういう形になるのかと。

あともう一方では、家賃の発生は入居した時点から発生するのか、それとも半年とか1年の経過措置はあるんですか。この2点についてお伺いします。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） 8月の入居の件でございますが、あくまでも来年の8月中には入居ができるようにということで、これから建設する話でございますので、おくれないう、今後進めてまいりたいというふうに考えます。

あと、申し込みの順に決めるのかということでございますが、これにつきましては、募集がいつからいつまでと期間を決めまして、その中でその申し込みのあった方の中で選考してまいる考えでございます。

あと、家賃はいつから発生するのかにつきましては、これは入居されてから発生するというふうに考えてございます。

以上で答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） ほかにございますか。

1番 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 一つだけご質問します。

家賃についての補助等はないんですか。飯館のほうにはそういった制度があるようなんですが、川俣町としてはその補助制度をとるのかどうか、ひとつお答えください。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。

建設水道課長。

○建設水道課長（斎藤和弘君） ご質問にお答えいたします。

家賃に対する補助というご質問でございますが、国の家賃低減化事業というものが
ございますので、その事業を取り入れまして、家賃の低減化に努めてまいる考えでござ
います。

○議長（黒沢敏雄君） ほかにございますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第70号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第7，議案第71号「川俣町町営住宅管理条例の一部を改正
する条例」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第71号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第8，議案第72号「町道路線の認定について」を議題と
いたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第72号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第9、議案第73号「平成26年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 2番の高橋道弘であります。

私は、平成26年度一般会計決算につきまして、不認定にすべきとの立場で討論をいたしたいと思います。

まず、決算認定制度の意義につきましては、議員必携にも書かれており、一般的に三つにその意義はまとめられております。

第一には、要約すると行政効果の客観的な判断と、今後の改善や反省事項の把握と活用、第二には、予算執行の責任者である町長、会計処理責任者である会計管理者に対する事前統制と事前監視の役割であります。第三には、財政民主化の徹底であります。

以上3点の中で最も重要な意義は、一時的意義の行政効果の客観的な判断と今後の改善や反省事項の把握と活用であります。

決算は、ただ単に認定するだけでなく、その結果を当該町村の財政運営の一層の健全化と適正化に役立てるといふ、将来に向けての前向きの意義が重要であると言われております。この議会に期待されている決算審査の権能は、9月10日から17日まで、8日間における決算審査特別委員会において十分に機能し、23項目にわたる改善、適正化すべき課題が先ほど決算審査特別委員長から報告されたところであります。

問題となるのは、この23項目から導き出される認定すべきなのか否かの結論であります。委員長報告にある23項目の改善指摘事項の中には、看過できない重大な問題があるからであります。私は、これから4件の事案について、改善、適正化では済まない問題であるということについて、述べさせていただきたいと思います。

まず、歳入にかかわる問題であります。

歳入審査の2番目の重点的な着眼点は、補助金が確保されているかであります。このことは、本町財政もそうでありますけれども、多くの町村にとりまして、国県の補助金は歳入に大きなウエートを占めており、町財政の運営全体に直接大きな影響を与えるからであります。したがって、町当局は、予算で見込んだとおり、補助金を確保することが求められることとなりますが、委員長報告のとおり、事務の遅延により、

緊急雇用創出基金事業が満額確保されず、３１４万円余の町費持ち出しとなったことは、事務事業のこの経緯を踏まえれば、到底容認できるものではありません。

第二の事案は、復興発電合同会社の増資にかかわる選定の不明朗さと会社の位置づけが民間会社なのか、第三セクターなのかと二転三転している説明であります。この会社は、２０年継続するものであります。町民の税金が投入をされて設立された法人と、町、行政、そして議会との関係が法的に安定せず、将来に大きな課題を残すこととなり、現状の説明では容認することはできません。

さらに第三点は、二地域居住飯坂体験施設の光熱水道費の問題であります。本施設には、ＮＰＯ法人花塚が所有していたときから、飯舘村からの避難された方が、県の借り上げ住宅として入居していたものであります。ＮＰＯ法人との契約時は借り上げ住宅として光熱水道費は入居者本人が負担したものであります。これが、ＮＰＯ法人花塚から町に所有権が移行した時点で、町の施設であるという漫然とした判断のもと、全額町費で支出したことは、事務の怠慢にとどまらず、今現在、川俣町の町営住宅に入居している避難世帯１８世帯、山木屋１３世帯、葛尾村１世帯、浪江町４世帯との取り扱いと著しく平等性を欠くものであり、認めることはできません。

最後に、商工会等の補助金不正受給と返還金について、成果の概要に一切記述されなかった問題であります。そもそも、成果とは、予算執行の単なる実績データではなく、施策の実現を目指して措置された予算執行によって、なし遂げられた効果を書くものであります。

本事案は、長年にわたる補助金の不正受給が発覚し、民事、刑事事件に発展し、裁判も行われている事案であります。このような重大事案が成果の概要に一言も記載されないまま議会に提出されたことは、平成２５年度決算を不認定にした議会の意思を全く省みないことであり、最初に述べましたとおり、決算認定制度の意義を否定するものであります。

したがって、平成２６年度一般会計予算は、私は不認定にすべきものと考えているものであります。

指摘した４事業は、特別委員会の報告にも記載されていることであり、全議員が一致して認めていることであります。議員各位におかれましては、決算制度の認定の意義を踏まえて、不認定にご賛同いただき、先ほど申し上げました決算制度の第一的意義、第二的意義、第三的意義を十分に踏まえまして、ご賛同賜りますようお願い申し上げます、討論を終わります。

○議長（黒沢敏雄君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで討論を終わります。

これから議案第７３号を採決いたします。

この採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は認定です。

本案を委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（黒沢敏雄君） 起立多数です。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第10，議案第74号「平成26年度川俣町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第11，議案第75号「平成26年度川俣町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第12，議案第76号「平成26年度川俣町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第13，議案第77号「平成26年度川俣町簡易水道事業特

別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) 討論なしと認めます。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長(黒沢敏雄君) 日程第14, 議案第78号「平成26年度川俣町奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) 討論なしと認めます。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長(黒沢敏雄君) 日程第15, 議案第79号「平成26年度川俣町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) 討論なしと認めます。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長(黒沢敏雄君) 日程第16, 議案第80号「平成26年度川俣町小島財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長(黒沢敏雄君) 討論なしと認めます。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第１７，議案第８１号「平成２６年度川俣町飯坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第１８，議案第８２号「平成２６年度川俣町大綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第１９，議案第８３号「平成２６年度川俣町小綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第20，議案第84号「平成26年度川俣町山木屋財産区特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第21，議案第85号「平成26年度川俣町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を議題といたします。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

本案に対する決算審査特別委員会委員長の報告は、認定です。

本案を委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり認定されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第22，議案第86号「平成27年度川俣町一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

これから本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 何点かお伺いしますので、よろしくお願いをいたします。

まず、9ページの震災復興特別交付税なんですけれども、これは事業をやった町持ち出し分の負担とかいろいろ説明をいつも受けているんですが、この1,267万円は何の事業等に対する特別交付税が入ってきたのか、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、13ページに原子力災害対策で井戸掘削工事費4億7,800万円があるんですが、139件と言われておりますけれども、これの具体的なスケジュール、年度内に終わるのか、繰り越しするようになるのか、最終的に終わるのはいつなのか、そこをお知らせをいただきたいと思います。

それから、15ページに個人番号関連事務委任交付金というのがあるんですが、これは、マイナンバーカードを発行するための委任交付金だとお聞きしているんですが、これの算定基礎は何個予定してこの555万円になるのか、お知らせ

をいただきたいと思います。

それから、過日の全員協議会で、庁舎建設にかかわる用地交渉、土地収用法の範囲が北側3件除いていますというふうな話だったんでありますけれども、その結果、税金がいっぱいかかりますよという話で、それは町が補填するんですという全員協議会でのご回答をいただいたわけですが、今般のこの補正予算には出てきていないわけがありますけれども、それらが財源措置はいつするのかというのが1点と、あともう1点は、実は9月16日に私、同僚議員と一緒に3件回ってまいりまして、お呼びいただきまして、それぞれ今の状況等をお聞かせいただきまして、個人名を出しても結構ですから、ぜひ確認していただきたいと思いますというようなことをいただいていたんですが、3件の方のお話を聞くと、誰も反対している人はいなくて、誰も判こを押さないという人もいなくて、役場が4月の新旧課長の挨拶に来てから、1回も来ないと。来たのは工事をやるから同意書くれろって来た。個人名を出してもいいって言われたから言いますけど、辺見さんに至っては、代替地までも役場に案内されて、ここで結構ですっていつて話を決めたのに、これまたいつになっても来てくれないんだという話なんです。ですから、一体全体予算としてこれ繰り越しでやっているわけですけど、契約したくないのか、買いたくないのか、やりたくないのか、予算執行義務はあるわけですよね、町長には。何でその3者3人とも何にも問題ありませんよとこう言っているのに、進まないんですか。ましてや辺見さんなんか、町のほうで用意した代替地、町職員に案内しらっちオーケーを出しているわけよ。それなのに、それでいいですって言ったのにあと来ない。これは、どういう原因でそういうふうに事業がおくれているのか。予算確保ができないからおくれているのか。さっき言った3,500万円分の予算措置をしてないから、判こついでくださいと書類を持っていけないのか。その辺、誰にでもわかるように、ぜひ、繰り越し予算でございますから、お知らせをいただきたいんですが。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（佐藤真寿夫君） 質問に答弁をいたします。

1点目の補正予算書の9ページの説明欄、上から二つ目に震災復興特別交付税の1,267万円の増額計上がございます。この詳細についてのお質しでございますが、一つには、歳出におけます原子力災害対策課の13ページになりますけれども、13ページの一番下のため池放射性物質対策業務委託料8,579万5,000円、この事業につきましては、国の4分の3の補助がございますので、残りの4分の1が震災復興特別交付税の措置ということで、4分の1の2,144万9,000円見込みまして、さらにそれがプラスの要因です。マイナスの要因が、歳入の9ページ、同じページになりますけれども、県補助金で一応区分されておりますけれども、ふくしま森林再生事業の補助金878万1,000円の増額につきましては、ふくしま森林再生事業補助金ということで、当初、この森林再生の枝葉処理は72%の補助を見込んでおりましたが、100%の補助ということで、878万1,000円、今回増額になりました。

た。その分を差し引きまして、震災復興特別交付税としては1,267万円の計上をさせていただいたものでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） それでは、井戸掘削の具体的なスケジュールについて、ご答弁いたします。

予算のほうをお認めいただけましたら、10月上旬には発注をして、今年度いっぱい掘削を仕上げていきたいと思っております。なお、量がございますので、工区を比較的多くしまして、進捗のほうを工夫して進めていきたいというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（黒沢敏雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 質問にお答え申し上げます。

新庁舎建設に伴う用地交渉についての進捗について、お伺いをされたところでございます。確かに、新しい転居する方については、町のほうであっせんをして、その部分については了解をいただいていますし、総合的に先日、庁舎建設特別委員会でお話ししたように、土地収用法の申請から除外したところについては、所得税の減免が受けられません。それと、補填について、今まだ決定をしておりませんので、その補填をするための措置をどのような方法ですか、今、検討しておって、その検討がまだ見出せないというような状況でありますので、それについて結論が出ましたら、報告をさせていただきたいと思えます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（羽賀洋一君） 個人番号カード関連業務事務委託交付金の件でございますけれども、今、ご質問にありましたように、この交付の事務は、通知カード及び交付申請書の用紙等の関連する印刷代、そういった、または発送及び個人番号カードの作成に伴う事務委託交付金でございます。この根拠といたしましては件数ではございませんで、補助事業費ということで人口割合という、平成26年1月1日現在の人口割合をもとにして起算された数字でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 財政課長の話はわかりました。

あとは、原子力災害対策課長が答弁したことから言えば、工区を細かく切って、とにかく平成28年3月には全部終わるんだと、こういうことで確約できるということで解釈してよろしいのであれば、再質問を終わります。

個人番号カードなんですけど、来る金は平成26年1月1日でくるのかもしれないけど、出すほうはもらった金を全部出せってどこかから言われてるから、それじゃこの金額書いたことになっちゃうじゃないですか。出すからには、これ交付金だから、誰かに交付するの、これ。これ支出項目でしょう。支出項目だから算定基礎があるんじゃないですかと私は聞いているのであって、人口ではいと出すわけなんですか、こ

れ。何件だろうが関係なくて、人口で。そうすると、558万4,000円というのはどういう計算するとなんだか、お知らせをいただきたい。あとついで、どこに交付するのか。これ交付金だから。業務委託でも何でもない、これ交付金だから。

あと、今総務課長が庁舎建築の話をしたんだけど、私が聞いたところによると、今売ると税金がいっぱいかかるから売らないほうがいいんだみたいなことを言ったというのもお聞きしています。結局、今売ったら高いというのがさっき言った土地収用法の5,000万円と1,500万円の問題であると思うんですけども、だからその本気でやる気があるなら、もうとっくに決まっている話なんです、これ。

だってみんな4月の上旬に異動があつて来ました。それで一生懸命やります。はい、わかりましたとこうなっているわけじゃないですか。だから、辺見さんは代替地が決まっているし、富田屋さんはおらはみんながいいって言うならいいんだと、こう言っているわけです。別に代替地が欲しいとも何とも言ってないわけです。ミカトさんはこの金額のことで、多少やりとりはあるみたいでございしますが、それじゃあ早く提示してくんちって言うと、まだやってないって言われて来ないんだとこう言っている。もうずっと、まだできません、できません、できませんで過ごしているのがミカトさんのところ。辺見さんのところはいつでもいいと言っているんだけど、いつになっても進まない。役場の人は来ない。契約書を持ってこない。判こ押すと言ってんのに。斎藤さんとは何の話もないんだと。

だから、これで結局補填の方策ができないから来ている来てないという話は、それこそ我々がエリアから外れていると聞いたのはついこの前の全員協議会のわけです。ついこの前の全員協議会で初めて言ったんだよ、この位置は外ちますというのは。何ぼあなたたちが首を振ったって、全議員聞いたことない話だよ、北のほうは外して事業申請しました何ていう話は。

だから、そういうことからいくと、本当にやる気があるのかなのかということなんです、私からいわせると。どっちなんですか。やる気あるんだったら、みんな待っているんだからすぐに行って決めたらいいんじゃないですか。何ですぐに行ってやらないんですか。ことしはやりたくない理由でもあるんですか。そこを再質問していきます。

○議長（黒沢敏雄君） 総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 質問にお答え申し上げます。

今の3件のうち、1件は確かにすぐ町であっせんしたところに移動してもいいというふうなご返答はいただいています。もう1件斎藤さんについては、今英語塾で英語と数学の塾が入っております。その塾の移転が伴っておりますので、その塾の移転先を町のほうであっせんしていただきたいというお話がありますので、今あっせんをしているところでございます。それについて、その塾のほうで了解をいただければそこに移動していただければ、斎藤さんのほうもオーケーになると思います。

ミカトさんについては、金銭面的にまだおり合っておりませんので、そこはまだ今後交渉の余地はある。先ほど言ったように、早く契約書を持ってこいと。契約書を持

って行くのには、やはり税の補填のほうを町のほうで検討して、提示を改めてしなければならいんで、そこはあわせて提示をしたいという考えで、まだ契約書等の持参については行ってなかったところでございます。

以上、答弁とさせていただきますと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（羽賀洋一君） ご答弁申し上げます。

交付金の支払い先でございますが、地方公共団体の情報システム機構のほうに支払う予定でございます。

また、関連事務に関しては、行政手続に関する特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律の交付金、第37条におきまして、個人番号関連事務に関する費用ということで、相当金額を交付金として交付すると。町長が機構のほうに交付するという事になっております。

請求の内容に関しては、発送、あと印刷代ということで、一式というような請求になっております。そういったことから、件数というような請求はいまのところなく、詳細に関してはつかんでおりませんので、ご理解いただきたいと思います。

以上、答弁といたします。

○議長（黒沢敏雄君） 2番 高橋道弘君。

○2番（高橋道弘君） 結局、町民税務課長が今答弁したのは、9ページにあるだよ、個人番号カード交付事務事業補助金516万4,000円、個人番号カード事務費補助金46万7,000円。これを足して結局、第三セクターだか天下り団体だかわからないところさ、あわせて払えよとこういうふうになっているだけだから、おれは中身は何もわからないとこういうことなんでしょう、簡単に言うと。そうでしょう、国で金くれるから、このままこっちの機構にこの金出せと言わちるから、そのとおりやっているだけでございますと。だから積算基礎を示せと言われても私はわかりませんと。こういうことなんですよね、多分。議事録のために確認しておきます、そういうことならそういうことだと言ってもらえばいいです。

あと、総務課長がそのいろいろ言うんだけど、じゃあ何で決まっているとこだけでも決めていかないの、3件一緒にいつも決めるの。そんなことないでしょう。何も決まっているんなら、辺見さんでも何でも決めていったらいいじゃないですか。何で決まって誰も文句ない、おら待っているだけだ、契約書を持ってこないんだと言っている人まで投げとかなんねの。どんどん進めたらいいじゃないですか。毎日毎日工事やっていて頭が痛くなってしまっているわけでしょう、そこに住んでる方は。確かにうるさいですよ、私が行ってしゃべっているだけで、物すごい工事の音がうるさいですよ。

だから本気でやる気だったら、何人地権者がいようと、100人地権者いて100人みんな合意するまで待ってんだなんていう用地交渉はないじゃないですか。一つずつみんなご協力いただいて判こいいただいて契約してっていくんじゃないですか。補填の仕方が決まってないから契約できないようなこと言っているでしょう。それを一

番の理由にしているでしょう、今。補填の仕方というけども、それはあなたたちが行政内部できちっと精査をして工夫を考えない限り、議会と討論してそれじゃあいいべなんて話にならないじゃないですか、これ。それはまさに町長の執行責任の中できちっと処理しなかったらどうしようもない話ですよ、こんな話。

だから、決まっているところから何で決めていかないんですか。ましてや、この代替地を提供しますと言っているのは、町の土地でしょう。町の町有地の話でしょう。代替地の確認してきたけど。そしたら、町の町有地だったらいつだって売れるわけじゃないですか。町は財産収入になるんだし。何も問題ないじゃないですか。そういうことですよ。何も議会にお知らせしなさいというよりは、決まって前に進むことがあるのに、一つもやらない。地権者の方々は4月からいつになったら来るんだと3人とも言ってます。4月に総務課長さんが来てくれました。でも後は1回も来ません。これでは用地交渉は進むわけがない、誰が考えたって。

これはやっぱり執行部のほうが怠慢だと思います。いろいろ問題があって進まないなんていう話ではないと思います。執行体制に問題がありますよ。できるところから、辺見さんでも明日でも契約したらいいじゃないですか。町有地、代替地を出すだけなんだもの、すぐ決まるじゃないですか。辺見さんだって喜んで、はい、はいと準備すると思いますよ、すぐに。

課題が残っているところは課題解決に努力すればいい話だけど、決まっているところから何で決めないのかという単純な疑問というか、だから、やる気あるのかな、やる気ないのかな、本当はやりたくないのかななんて話になっちゃうわけです。何で決まっているところからできないんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。総務課長。

○総務課長（佐藤広一君） 質問にお答え申し上げます。

ご協力していただくところから進めるように努力していきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（黒沢敏雄君） ここで休憩いたします。再開は4時20分といたします。

（午後4時05分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 再開いたします。

（午後4時20分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） ほかに質疑ございませんか。

15番 遠藤宗弘君。

○15番（遠藤宗弘君） 1点ちょっと疑問に思うんで、聞いておきたいんですが、13ページの井戸掘削工事、これ1本の井戸に300万円ぐらいかかるんですね。普通ですと、あのボウリングなんかの場合だと、1メートル1万円とか1万5,000円だとかというふうに出されるんですが、その算出基礎はどういうふうになっているんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） ご答弁申し上げます。

井戸掘削工事の積算でございますが、こちらのほうは関係業者の見積もりを取ってございます。掘る深さはさまざまにはなるんですが、大体深くて50メートルぐらいというところを算出基礎としまして、あとポンプです。こちらのほうも設置するというので、1基354万2,400円、こちらが見積もりということで、こちらで算出をしてございます。

以上でございます。

○議長（黒沢敏雄君） 15番 遠藤宗弘君。

○15番（遠藤宗弘君） 水ですから、温泉を掘るわけでもないんでしょうから、そんなべらぼうに深いところというわけではないでしょう。50メートルと今言っていますが、50メートル掘ったとしても、300万円かかるというのは普通の倍じゃないですか。ポンプ取り付けや何らしても、一般的な井戸掘りの中で。だからこんなに、これからまだまだ井戸を掘らなくちゃいけないことは起こるんですよね。ここで、1本の井戸に324万5,000円も費やさなくちゃならないということは、これからのがみなさんそうですよね。大体個人で掘ったという人は、大体この半分もかかんないで水を使っているんでしょう。何でこんなに高くなるんですか。これは国の補助金や何かだから、構わないと言えば構わないかもしれないけども、出どころは同じだからね、これ。1本の井戸、普通何ぼ高くたって150万円ぐらいかければ、ポンプつきで悠々できるでしょう。これでできないって根拠は何なんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） ご答弁申し上げます。

この被災後、井戸掘削が各地で行われてまいりました。当初は、今議員ご指摘のとおり100万円代というもので掘れた時代もございます。それが、需要が高まるとともに、どうしてもそこにかかる工費が高くなってきたという現実もございます。今回挙げさせていただいていますこの補正分でございますが、これまでの発注よりは下がるように、少し見積もりのほうも工夫しながらとったところでございます。

以上で答弁いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 15番 遠藤宗弘君。

○15番（遠藤宗弘君） これ、恐らく課長も言っているとおり、せいぜい1本何ぼ高くたって150万円ぐらいでは楽々できたんですよね、井戸なんか。100万円ぐらいでできたのは何ぼでもあるんです。それで、結局需要が多いというのであれば、全国に働きかけたらいいんじゃないですか。掘削能力のある業者を全国から呼び集めることだってできるでしょう。これからまだまだ掘らなくちゃならないものがあるわけだから。ここで一つの井戸に324万円かける、井戸を掘って茶室だの何だのつくっての値段かなと思わざるを得ないです、これは。

だから、これはちょっと検討していく必要があるんじゃないですか。確かにこれは地元業者ということになれば、地元では、私の知る限りではボウリングの技術を持っ

ている業者はいないんですよ、たしか川俣では。だから川俣の業者を優先しなくちゃならない根拠はないでしょう。ボウリングの能力がある業者だったらどこから連れてきたら、何ぼでも安いものできるんじゃないですか。こういうことでやっていかれたんじゃ、これから山木屋だけだって何ぼだい、まだ100本ほど掘らなっかないんでしょ。だから、そういうものがあるんです。何か今清一議員によると、あと170本掘らなっかないと。これで、1本300万で井戸を掘るという中で、170本掘らなっかないこと考えたらば、ここでこんな高い値段でやったらば、これは大変なことになっちゃうと思いますよ。これは、ぜひ検討していただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。原子力災害対策課長。

○原子力災害対策課長（宮地勝志君） ご答弁申し上げます。

今業者の選定という形で、こちらのほうに来ていただいてというところをもう少し広げて対応してみてもというご意見だったと思います。これまで町内の業者から選定をしてまいりました。それでは、どうしても物量的に無理があるというのも承知しております。また、広げれば価格のほうも落とせる可能性があるということで、今回、全国ではございませんが、県という単位で広げさせていただきながら業者を決めていきたいと、今は考えてございます。

これから、まだ井戸掘削の可能性があるというのも承知をしておりますが、今のところは、ご意向をいただいている数、合計で200本ぐらいになりますが、そちらのほうは今回の発注のほうで何とか賄っていけるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（黒沢敏雄君） ほかにございますか。5番 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） ちょっと1点だけお伺いします。23ページ、園舎等施設改修工事費ということで、説明では川俣幼稚園と富田幼稚園の3年保育のための改修工事だということは聞いておるんですけども、実際いってはっきりしないのは、この2園は改修はするけども、前回の全協の説明では、1園で間に合えば、そっちだけに3年保育をやるみたいな説明を聞いたような気がするんですけども、今回、福田幼稚園は休園だと。それで富田と川俣に、3年保育をやると。1園で間に合うときは、そのどちらかで、富田のほうでやるみたいな感じなんですけど、私が聞いていると、保育園の施策にしても、行き当たりばったりの施策のようにしか聞こえない。計画的に本当にやっているのかなと。

聞くとところによると、南幼稚園は来年はやるけど再来年は廃園にするんじゃないかという話も聞いているんです。そうすると、そのときそのときで、1年ごとにこっちはこうだ、こっちはこうだやっていくというのは、全然総合的な計画になってないんじゃないかと思うんで、その辺のところ、あとはもうちょっと過ぎると認定こども園でやるとか、そういうこともあるわけですから、今回こういうふうに出して3年保育とかやる。そして、いろんな認定こども園とかやる計画、あとは幼保一元化とか。いろいろ出てくるわけなんですけど、それをやはり計画的に総合的に考えて、10年

後にはこういう形にしていくんだとか、この計画は5年ですから、5年後にはこういう形にするんだという計画が一つもないような気がするんですけども、その点はどうなっていますか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

議員がご心配の点、私もそのとおりだというふうに理解をいたしております。今、教育委員会といたしましては、5年で、認定子ども園につきまして、計画案を策定し、全てでき上がってはいるんです。でき上がっているんですが、今具体的に発表できない理由というのは、町では教育委員会にこども支援課をつくるという案がございまして、その事務事業についての仕分けを、今検討しているところでございます。

したがいまして、そういう課の体制がきちとした段階で、具体的な案をご提示申し上げたいと思っておりますが、今ご指摘ありましたように、一つには早急に取り組みなきゃならなかったのは3歳保育でございます。これは、事業計画の中でアンケートの結果、多くの方々から希望があった。これは早急に実施しなければならないということで、来年度開園ということで決定したところであります。

また、福田幼稚園につきましては、さきにもご説明を申し上げましたように、入園児が少ない。残るのが3人と入ってくるのが4人ということで、これは幼稚園教育にきちとした形で成果を上げることは難しいだろうということで、富田幼稚園のほうに合同するということになっております。

それから、最後のいわゆる3歳保育の人数、来年度の該当者というのは70数名おりますが、この70数名のうち希望をとった数が27名で、27名が3歳児保育を希望しております。しかし、これは確定でございませんで、いや実は30名希望があったという場合に、やはり収容人数で、30名ですと富田で一抱えでやることができますので、シャワーの設置であるとか、そういうものが川俣幼稚園にもございませんで、これらを含めて今回補正を組んで、ご提案申し上げたところでありますので、ご理解をいただきます。

なお、再三申し上げますが、計画案については、課の設置の内容がきちんと示された中でご提案申し上げたいというふうに考えております。

○議長（黒沢敏雄君） 5番 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） 計画はつくるとのことだと思いますんで、了解しました。

それで、あと前回説明で聞いたときに、南幼稚園に4歳、5歳のお兄ちゃん、お姉ちゃんが入っていて、3歳に今度3歳児保育を受けたいと言って入ってきて、兄弟で入る場合に、南幼稚園の場合はこの施設がないわけですから、富田幼稚園か川俣幼稚園に行くようになります。そういう場合には、そちらのほうに3歳児の送り迎えをするという話なんですけど、3歳で右も左もわからない子どもを幼稚園児のほう、4歳、5歳のほうを送るんだったら話はわかるんですけど、3歳児のほうを姉ちゃん、兄ちゃんから引き離して3歳児保育のほうに持っていくということ自体が、私はいかななものかなとは思っています。それもやっぱり多少考えてやったほうがいいんでないか

など。

あともう一つは、3歳児の方が南幼稚園の場合、3歳児の子どもさんが富田か川俣に行ったとして、その4歳児になったときにどこに上がるかなんです。南幼稚園に戻すということになると、せっかく3歳児でその友達とかできたものを引き離して、んじゃ、4歳児だからということで南に戻すようにするのか。その辺もちょっと疑問に思うんで、その2点についてよろしくお願いします。

○議長（黒沢敏雄君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

その作業を現在いたしておりまして、保護者にアンケート、希望をとりまして、兄弟そろって入れる、そういう希望があって、件数がある場合には、やはりその要望に応じていくという異動させないように、同じ幼稚園で学べるようにできるかどうかも含めて、今検討しておりますので、できるだけ子どもたちに今おっしゃられたような負担にならないように、進めてまいる考えでありますので、ご理解ください。

○議長（黒沢敏雄君） 5番 高橋道也君。

○5番（高橋道也君） ちょっと違うと思うんですけど、南幼稚園には3歳児保育の設備というのはつくらないんですよね。川俣と富田につくるという。だから、南幼稚園には3歳児のお子さんはいれないんです。だから、仮にお兄ちゃん、お姉ちゃんが南幼稚園に入っていて、3歳児保育もやりたいという方は、お兄ちゃん、お姉ちゃんは南にいるけども、その3歳児の方は富田か川俣に行くしかないと思うんです。そうすると、一緒にするようにといっても、離れるようになるんじゃないかと。だから2回目の質問のときにそういう場合には、送り迎えするとは言いましたけども、3歳児の方を送り迎えするのか、あとはこの3歳児の方が本当は南幼稚園だということであれば、その3歳から4歳になったときに今までの友達と分けて、南幼稚園にまた戻すという形をとるのかということを知りたいんです。

○議長（黒沢敏雄君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 大変説明不足で申しわけありませんでした。この計画案の中には、平成28年度末をもって南幼稚園は川俣幼稚園のほうに統合するという計画がございます。したがって、先ほども申し上げましたとおり、3歳児につきましては、南幼稚園学区の子どもは富田幼稚園に入ると。それから、現在いる子ども1年間になりますけれども、この子どもについては、どうしても離れがたいという子どもについては、保護者と協議をしながら、保護者の要望に応えられるかどうかも含めて検討してまいりますということでお話をしたつもりでありました。よろしくお願いします。

○議長（黒沢敏雄君） ほかにございますか。1番 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 今の幼稚園の話なんですけど、平成28年度末をもって南幼稚園が廃止になるというのは私も初耳なんですけど、これは決定なんですか。

○議長（黒沢敏雄君） 当局の答弁を求めます。教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

先ほども申し上げましたとおり、5年間の案として統廃合の計画の中に入っており

ますので、案ではございますが、教育委員会としては平成28年度をもって南幼稚園を廃止するという事を考えております。

○議長（黒沢敏雄君） 1番 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） 計画に入っているということも今回初めてなんです、南幼稚園は多分幼稚園としても新しい幼稚園だと思うんですが、ただ、この5カ年計画で平成28年度末をもってというのを、私もここで聞いて、あすから地元に戻って、なんだ、そういうことあったのかというのが、私もちょっと答えにくいんですが、これどう説明していいんだかわからないんですが、これは100%決定ですか。

○議長（黒沢敏雄君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 先ほども申し上げましたように案でございます。理由といたしまして、南幼稚園の子ども・幼児が減少しております。本年度も20名を切っておりますし、来年度も20名を切る予定です。それは、5歳児と4歳児でございます。したがって、前にも申し上げましたとおり、幼稚園教育の効果そういうものを考えますと、将来的にもこれは統廃合をしなければならないというふうに考えておりましたので、案で考えているところでございます。

○議長（黒沢敏雄君） 1番 村上源吉君。

○1番（村上源吉君） そういったことであれば、全体計画も示してもらいたいことが1点と、やはり地区として幼稚園、学校、そういったものがあることによって、若い人が定住したり入ってきやすいという環境もうちのほうにもあるわけで、1週間先に生まれるという新生児も予定されているんですが、そういった地域にはやっぱり学校、幼稚園等が整備されてたがんで入ってきやすいという、若者の定住化、そういったことも私らの地域では考えているんですが。ぜひ総合計画を早急に提示していただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

10月中には、来年度のこども支援課の大まかな概要が検討終了できると思いますので、それをもって正式な案をご提案を申し上げたいというふうに思っております。

○議長（黒沢敏雄君） ほかに質疑ございませんか。4番。

○4番（嶋原利光君） この施設維持費工事請負費なんです、3歳児を受け入れるからといって、この施設を工事するんだと思うんですが、3歳児というと1年違うとやっぱりおむつを使っている子どももいるから、シャワー室をつくるんじゃないかと思うんですが、やはりもう少しきちんと考えてやらないと、いろいろ私は問題があると思うんです。特に、南幼稚園の計画案ですけれどもあると思うんですが、私の2番娘、町長の息子さんでもそうだったんですが、幼稚園が川俣幼稚園1年、南幼稚園も1年、川俣小学校に入って1年、そしたら南小学校が1年。4年間で幼稚園2カ所、小学校2カ所変わっているんです。そういう経緯も今までありますから、やっぱり子どものためにも、しっかりと3歳児幼稚園をやっているんだか、果たして4歳児から今までどおりやったほうがいいのか、その辺もやはりきちんと、これから考える余地はあ

るんじゃないかと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（黒沢敏雄君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

3歳児保育、4歳児保育のほうがいいんじゃないかというご意見でございますが、教育委員会といたしましては、子ども子育て支援事業計画に基づいて、既に多くの保護者から3歳保育を実施してくれという要望がございまして、このたび来年4月から実施するという計画でございますので、この点についてはご理解をいただきたいと思います。

また、もちろん3歳児と4歳児は議員ご指摘のとおり、1年間で我々大人とか小学生の年齢とは全く違いますので、これは丁寧な保育をしなければいけないと思っております。したがって、手洗い場の高さの調整であるとか、あるいは椅子の調整であるとか、あるいはトイレこれらについても、このたび補正予算で改修してまいりますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（黒沢敏雄君） 10番 菅野正彦君。

○10番（菅野正彦君） 今の南幼稚園の問題は、私の所管委員会なんですけど、私は初耳なんです。先輩に聞いても初めて聞いたというようなことで、今、川俣町が企業誘致や、あるいは子育て支援、子どもの産み育てが安心してできる川俣町を目指すということで、若者を定住させる政策をいろいろこれから取り組もうとして、工場の誘致やそういうことを取り組んでいる矢先に、何だか尻つぼみの政策を、ここでも何ぼ計画だと言っても、我々に何の話もなくて、いきなりここに出てきたというふうに私は個人的には考えるんですけど、ましてや南のほうなんて、ますます過疎化の一途をたどってしまうと思うよ。そういうことでは、みんなこっちに西に寄ってきてしまう。

やはりもっと南のほうにも目を向けて政策を、だって本当に、山木屋なんてますますそういうふうになったら大変になっちゃうでしょう。幼稚園もなくて、富田か川俣幼稚園に通うようになったら。やっぱり南にあることによって、山木屋のほうも安心して帰還できるようになるのかなと思うんですけども、その辺はあくまでも計画なんだから、それを実行するかしないかは、当局のいい試案を持って、政策をとってもらいたいと、そういうことを含めて、この議会で、川俣町で本当に安心して子育てできる環境にするよう、教育長、一言町民に向かって答えていただけませんか。

○議長（黒沢敏雄君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

心にしみて議員の言葉を今、心に受けとめております。

ご承知のとおり、川俣町は、原発事故以降、出生率が極端に下がって、60数名、70名、80名を行ったり来たりしております。この原発事故の終息とともに、私は教育の効果と効率的な事業の運営というのが、これから必要になってくるだろうと思っております。川俣町自体に五つの幼稚園があるということ自体、非常に、今後財政上、さまざまな運営上の課題が出てくるだろうというふうに思っております。これらを総合的に勘案しまして計画案を策定したところでございますが、これは総務文教委員長の

正彦議員がトップでございますので、この案について今後お示し申し上げ、また議論を重ねてまいりたいとこのように思いますので、本時点では一つご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（黒沢敏雄君） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第 86 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） ここでお諮りいたします。

本日の会議時間は議事の都合により延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第 23，議案第 87 号「平成 27 年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

これから、本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第 87 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第 24，議案第 88 号「平成 27 年度川俣町介護保険特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

これから、本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第 88 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第 25、議案第 89 号「平成 27 年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

これから、本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第 89 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 日程第 26、議案第 90 号「平成 27 年度川俣町奨学資金特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

これから、本案について質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから議案第 90 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君）　ここで議事日程の追加についてお諮りいたします。

発議 5 件、議報告 4 件、その他 1 件を本日の日程に追加し議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君）　異議なしと認めます。

したがいまして、発議 5 件、議報告 4 件、その他 1 件を本日の日程に追加することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君）　追加日程表については資料を配付いたします。（追加議事日程配付）

配付漏れはございませんか。

（「なし」という声あり）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君）　追加日程第 1，発議第 8 号「川俣町議会委員会条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君）　別紙発議書を朗読した。

○議長（黒沢敏雄君）　提出者の説明を求めます。

石河清君。

○14 番（石河 清君）　川俣町議会委員会条例の一部を改正する条例

川俣町議会委員会条例（昭和 49 年川俣町条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（常任委員会の名称、委員の定数及び所管）

第 2 条　常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

（1）総務産業常任委員会　6 人

総務課、企画財政課、原子力災害対策課、産業課、建設水道課、会計室、選挙管理委員会、農業委員会事務局の所管に属する事項、及び他の委員会に属さない事項

（2）厚生文教常任委員会　6 人

町民税務課、保健福祉課、教育委員会の所管に属する事項

（3）予算常任委員会　11 人（議長を除く）

予算、その他財政に関する事項

（4）決算常任委員会　10 人（議長、監査委員を除く）

決算、その他財政に関する事項

（5）広報編集常任委員会　6 人（議長、副議長、各委員会から 2 人）

川俣町議会だよりの発行に関する事項

第3条の2第2項中「6人」を「4人」に改める。

附則

この条例は、平成27年11月20日から施行する。

(提案の理由)

議会議員の定数削減に伴い、所要の改正を行うものである。

以上であります。

○議長（黒沢敏雄君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから発議第8号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 追加日程第2，発議第9号「平成27年9月関東・東北水害に対する激甚災害指定を求める意見書」を議題といたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（黒沢敏雄君） 提出者の説明を求めます。

菅野正彦君。

○10番（菅野正彦君） 10番 菅野正彦です。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

平成27年9月関東・東北水害に対する激甚災害指定を求める意見書

平成27年9月10日から11日にかけての集中豪雨は住民生活に甚大な被害をもたらした。

今もなお多くの被災者の方々は、二次災害や今後の生活等に多くの不安を抱えながら生活している。

当町の被害は、9月17日現在、住宅関連305件、町道86件、河川10件、農地・農業施設等187件の総数588件の被害状況である。

当町においても災害復旧に向けて全力で取り組んでいるところであるが、この甚大な被害に対応することは、町の自主財源のみでは困難であり、国の財政支援が不可欠である。

よって、今回の関東・東北水害に対する被害について激甚災害に指定することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月18日

衆議院議長 大島理森 様
参議院議長 山崎正昭 様
内閣総理大臣 安倍晋三 様
財務大臣 麻生太郎 様
総務大臣 高市早苗 様
農林水産大臣 林 芳正 様
国土交通大臣 太田昭宏 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（黒沢敏雄君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから発議第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 追加日程第3，発議第10号「平成27年9月関東・東北水害に係る財政支援を求める意見書」を議題といたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（黒沢敏雄君） 提出者の説明を求めます。

菅野正彦君。

○10番（菅野正彦君） 10番 菅野正彦です。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

平成27年9月関東・東北水害に係る財政支援を求める意見書

9月10日から11日にかけての関東・東北水害は当町に甚大な被害をもたらした。特に、宅地災害は9月17日現在、305件の被害状況であり、除染作業による竹林伐採、表土はぎ取りのため被害が拡大したのは明らかである。

当町においても、災害復旧に向けて全力で取り組んでいるところであるが、この甚大な被害に対しては町財政では対応できない。

また、少子高齢化が進む中、当町においてはひとり暮らし、年金暮らしが多く、災

害復旧に向けて各自鋭意努力しているところであるが、復旧を迅速に行うため、財政支援を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月18日

内閣総理大臣 安倍晋三 様

環境大臣 望月義夫 様

復興大臣 竹下 亘 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（黒沢敏雄君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから発議第10号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 追加日程第4，発議第11号「平成27年9月関東・東北水害に対する激甚災害指定を求める意見書」を議題といたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（黒沢敏雄君） 提出者の説明を求めます。

菅野正彦君。

○10番（菅野正彦君） 10番 菅野正彦です。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

平成27年9月関東・東北水害に対する激甚災害指定を求める意見書

平成27年9月10日から11日にかけての集中豪雨は、住民生活に甚大な被害をもたらした。

当町の被害は、9月17日現在、住宅関連305件、町道86件、河川10件、農地・農業施設等187件の総数588件の被害状況である。

今なお多くの被災者の方々は、二次災害や今後の生活等に多くの不安を抱えながら生活をしている。

当町においても、災害復旧に向けて全力で取り組んでいるところであるが、この甚大な被害に対しては町財政では対応できず、国の財政支援が不可欠である。

については、今回の関東・東北水害について激甚災害に指定するよう県におかれましては国に強く要望すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年9月18日

福島県知事 内堀雅雄 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（黒沢敏雄君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから発議第11号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 追加日程第5，発議第12号「9月10日関東・東北水害に対する要望書」を議題といたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙発議書を朗読した。

○議長（黒沢敏雄君） 提出者の説明を求めます。

菅野正彦君。

○10番（菅野正彦君） 10番 菅野正彦です。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

9月10日関東・東北水害に対する要望書

9月10日から11日にかけての集中豪雨は、当町の宅地、取りつけ道路、農地・農業用施設等に土砂災害を中心に多くの被害が発生し、住民生活に大きな影響を及ぼした。

また、平成23年3月の東日本大震災、平成24年4月の暴風、平成26年2月の豪雪と、当町は度重なる被害を受けて、住民は大変な経済的負担を強いられている。

少子高齢化が進む中、当町においてはひとり暮らし、年金暮らしが多く、災害復旧に向けて各自鋭意努力をしているところであるが、復旧を迅速に行うため、下記事項について要望する。

記

（1）川俣町宅地関連災害復旧補助事業及び農地・農業用施設災害復旧補助事業の

補助率を3分の2、補助金上限額を50万にそれぞれ引き上げること。

(2) 国、県へ激甚災害の指定を受けるように強く要望すること。

(3) 宅地関連においては、除染作業による竹林の伐採、表土はぎ取りのため被害が拡大したのは明らかであるので、環境省へ財政支援を要望すること。

平成27年9月18日

川俣町長 古川道郎 様

福島県伊達郡川俣町議会

以上です。

○議長（黒沢敏雄君） これより質疑に入ります。本案について質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 討論なしと認めます。

これから発議第12号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 追加日程第6，議報告第5号 川俣町庁舎建設特別委員会報告についてを議題といたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙報告書を朗読した。

○議長（黒沢敏雄君） 提出者の報告を求めます。

菅野正彦君。

○10番（菅野正彦君） 10番 菅野正彦です。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

川俣町庁舎建設特別委員会報告書

1. 目的

川俣町役場庁舎は、東日本大震災において大きな被害を受け、危険建築物となり、改築の必要性に迫られている。建設に当たっては、役場庁舎という目的から町民の利用に際しての利便性とさまざまな機能及び設備を有することとなる。

町民の付託を受けた議会として、役場庁舎の機能性及び議会関係施設について諸課題を調査し提言することを目的に、本特別委員会を設置する。

2. 調査期間

平成25年6月定例会から平成27年9月定例会まで。

3. 委員会の構成

委員長 菅野正彦

副委員長 黒沢敏雄（平成25年6月から平成26年3月まで）

同じく副委員長 石河清（平成26年4月から平成27年9月まで）

委員 議長を除く議員15名

4. 調査活動経過報告は記載のとおりです。

続きまして、5. 町当局における庁舎建設の主な経過も記載のとおりです。

6. 設計に対する委員会の主な意見

（1）基本設計に向けた提言

あらゆる法令上施設に具備すべき設備や機能を優先させた上で、町民にとって利用しやすいよう1階に窓口機能を集中させるべきである。また、職員が快適に執務することができるような施設にすべきである。

（2）庁舎建設に向けた課題

①周辺環境の調和と将来の土地利用を含め理想的な用地を早急に確保すること。

②計画どおり庁舎建設を進め、これ以上町民の利用に不便をきたさないこと。

③庁内一丸となって建設を進める体制を確立すること。

（3）町民窓口関係

①相談室は、1階と2階にも必要である。

②職員の机はカウンターを向く配置で執務の広さをとるべきである。

③ワンストップサービスの具体的方法を考慮の上執務の広さを考慮すべきである。

④カウンターは、全てローカウンターを配置し座って対応すべきである。

⑤町民利用の喫煙室と職員利用の喫煙室は、それぞれの階に設置すべき。

⑥授乳室は、一時預かり保育的なスペースを備え、1階に配置すべき。

⑦1階は、町民利用を最大に尊重した配置とすべき。

⑧障がい者全てに対して配慮した施設。

⑨案内、カウンターの対応体制。

⑩気軽に相談できるフロア（コーナー）等も必要。

⑪1階ロビーに町民が自由に使える広場を設置すること。（避難所としても使える機能とし、東電にも費用を出させる。）

⑫総合案内受け付けは、出入り口近くに必要。

⑬コンパクトではなく、ゆとりをもった庁舎とすべき。

⑭正面入り口は一番大事なところなので、町の将来を考え、若者対策、高齢者対策として、小さくてもいい、外庭をつくり、憩いの場所かミニ公園等があればいいのではないか。

⑮1階エントランス・ロビーは緊急時の対策本部の設置や緊急会議のスペースが確保できるよう広くとること。

⑯全ての通信が不能となった場合の緊急時の対策として、1階に無線装置の設置を図るべきである。

（4）執務環境

- ①職員（臨時含む）のロッカー室が必要である。
- ②職員用にも多機能トイレが必要である。
- ③職員用休憩室は男女別とし、職員用食堂を兼ねて必要な面積をとるべき。
- ④職員用トイレは、一般町民利用と区別すべき。
- ⑤原子力災害対策課は将来を考えた配置が必要。
- ⑥産業課は（農業、商業の係がある）1階カウンターに並べるべき。

（５）議会関連施設

- ①議場は、川俣町の最高の決議の場であり、多目的な利用を考えるべきでない。非常の場合に利用することはよいと思う。
- ②議員控室に議員個人が使用できる机と更衣用ロッカーを配置すべき（会議には使用しない）
- ③全員協議会等で利用する会議室は他町からの視察受け入れにも対応できる面積を確保すべき。
- ④議会図書室は過去の議事録を全て閲覧できるほか、全ての法令集をそろえるとともに、コンピューターによる検索もできる設備を有し、議員控室に隣接させる。
- ⑤議員席や傍聴席等もバリアフリーとし、車いすの人も入れるようにする。
- ⑥事務局室は（防災無線、電話交換室）より広く、25平米は必要。
- ⑦議長室及び各委員会室に議会中継映像を配信すること。
- ⑧各課、各施設に議会中継映像システムを設置し、議会の課題を共有すること。
- ⑨議会中継映像システムを1階エントランスに設置すること。
- ⑩委員会室は、委員のほか所管課長、傍聴者も入室できる広さを確保するべき。
- ⑪議場に町章を設置する。
- ⑫当局側席のそれぞれに答弁用マイクを設置する。

（６）その他

- ①総床面積は約3,800平米というが、車寄せや身障者スペースなどを考えると3,800平米にこだわるべきでない。
- ②監査委員室は必要である。
- ③庁舎の正面玄関は、建物の中央に設置すべきである。
- ④防災倉庫は別棟のほうが機能的である。
- ⑤1階から3階まで町民利用や執務環境を考慮して配置し、面積が足りないときは地下や4階や別棟に電気室、機械室、倉庫を考えるべき。
- ⑥50年以上利用する庁舎は、面積や金額で決めるのではなく、将来構想に基づき決定すること。
- ⑦庁舎内の廊下やフロアにも点字ブロックを設置すべき。
- ⑧1階ロビーに携帯電話室、自動販売機室は必要と考える。
- ⑨屋上を利活用すべきと思うが。（町民が利用できる場として）
- ⑩将来に憂いを残さないため、理想的な用地を確保し、早急に建設すること。
- ⑪南向きで景観も考えて建設すべき。

⑫再生エネルギーの活用を考慮した庁舎建設にすべし。

7. 調査の結果

本特別委員会は2年3カ月にわたり25回の委員会を実施し、町当局と役場新庁舎建設に向けて基本設計策定の段階から協議を続けてきた。

本委員会の主な意見は前述したとおりであるが、その大半は実施設計の中に多く取り入れられている。

しかし、本委員会発足当初から周辺環境との調和のとれた土地利用を再三再四申し入れていたが、いまだ用地確保のめどは立っていないことは大変遺憾である。

同時期に被災した国見町役場は既に本年5月に新庁舎が開庁した。また、当初14億といわれた建設費が、東日本大震災の復興関連事業や東京オリンピック開催決定により資材費等が大幅に高騰したため21億円と増額になった。さらに、入札の不調により着工がおくれ、平成27年度中の竣工が不可能になった。

これらのことは、委員会が求めた計画どおりの庁舎建設及び庁内一丸となって建設を進める体制づくりに反してしまう結果となった。東日本大震災の影響で仮庁舎に移転し4年5カ月が過ぎ、町民皆様には大変なご不便をかけている状況であり、一日も早い完成が待たれる。

新庁舎の早期完成は、震災及び東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故からの復興のシンボルとして、町民の期待は大きい。

竣工予定である平成28年8月末には間違いなく完成し、町民皆様が利用できることを強く要望し、本特別委員会の報告とする。

以上です。



○議長（黒沢敏雄君） 追加日程第7，議報告第6号「農業及び農村の動向並びに振興に関して講じた施策に関する報告について（平成26年度分）」について報告いたします。

議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙報告書を朗読した。



○議長（黒沢敏雄君） 追加日程第8，議報告第7号「所管事務調査結果報告について」各常任委員長から報告を受けます。

議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙報告書を朗読した。

○議長（黒沢敏雄君） 初めに、総務文教常任委員長報告願います。

菅野正彦君。

○10番（菅野正彦君） 10番 菅野正彦です。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

総務文教常任委員会所管事務調査報告

本委員会は所管事務調査を行ったので、下記のとおり報告する。

平成 27 年 9 月 18 日

総務文教常任委員会委員長 菅野正彦

記

1 調査事項・方法

(1) 沖縄県南風原町を訪問し、「子育て支援新制度」の概要について説明を受け研修を行った。

(2) 沖縄県嘉手納町を訪問し、「基地（環境・平和）問題」の概要について説明を受け研修を行った。

2 調査期日

平成 27 年 7 月 21 日(火)から 23 日(木)までの 3 日間

3 調査参加者

総務文教常任委員会 5 名

総務課 1 名

議会事務局 1 名

計 7 名

4 調査結果及び報告は、以下記載のとおりです。

以上です。

○議長（黒沢敏雄君） 次に、産業建設常任委員長報告願います。

石河清君。

○14 番（石河 清君） 産業建設常任委員会所管事務調査報告

本委員会は所管事務調査を行ったので下記のとおり報告する。

平成 27 年 9 月 18 日

産業建設常任委員会委員長 石河 清

1 調査事項・方法

(1) 北海道中標津町「中標津町農業協同組合」を訪問し、農業（酪農）振興の方策について説明を受け研修を行った。

(2) 北海道根室市「明郷 伊藤牧場」を訪問し、農業体験事業について説明を受け研修を行った。

2 調査期日

平成 27 年 7 月 6 日(月)から 8 日(水)までの 3 日間

3 調査参加者

産業建設常任委員会 4 名

産業課 1 名

議会事務局 1 名

計 6 名

4 調査結果及び報告については以下記載のとおりであります。

以上であります。

○議長（黒沢敏雄君） 次に、厚生常任委員長報告願います。

高橋道也君。

○ 5 番（高橋道也君） 厚生常任委員会所管事務調査報告

本委員会は所管事務調査を行ったので下記のとおり報告する。

平成 27 年 9 月 18 日

厚生常任委員会委員長 高橋道也

記

1 調査事項・方法

（１）広島県神石高原町及び「介護老人福祉施設シルトピ油木」を訪問し、介護福祉、高齢者福祉施策についての概要の説明を受け研修を行った。

（２）広島県海田町を訪問し、児童福祉施策の概要について説明を受け研修を行った。

2 調査期日

平成 27 年 7 月 13 日（月）から 15 日（水）までの 3 日間

3 調査参加者

厚生常任委員会 5 名

町民税務課 1 名

議会事務局 1 名

計 7 名

4 調査結果及び報告は記載のとおりです。

以上です。

○議長（黒沢敏雄君） 最後に、議会運営委員長報告願います。

石河清君。

○ 14 番（石河 清君） 議会運営委員会所管事務調査報告

本委員会は所管事務調査を行ったので下記のとおり報告する。

平成 27 年 9 月 18 日

議会運営委員会委員長 石河 清

記

1 調査事項・方法

（１）群馬県東吾妻町議会を訪問し、議会活性化の取り組みについて説明を受け研修を行った。

（２）栃木県野木町議会を訪問し、議会基本条例について説明を受け研修を行った。

2 調査期日

平成 27 年 7 月 27 日（月）から 29 日（水）までの 3 日間

3 調査参加者

議会運営委員会 5 名

議会事務局 2 名

計 7 名

4 調査結果及び報告については、以下記載のとおりであります。

以上であります。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 追加日程第9，議報告第8号「議員研修会等の報告について」報告を受けます。

議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙報告書を朗読した。

○議長（黒沢敏雄君） 初めに、川俣町庁舎建設特別委員会委員長報告願います。

菅野正彦君。

○10番（菅野正彦君） 10番 菅野正彦です。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

川俣町庁舎建設特別委員会視察研修報告書

このことについて、下記のとおり視察研修を行ったので報告する。

平成27年9月18日

川俣町庁舎建設特別委員会委員長 菅野正彦
記

1 目的 新庁舎建設に当たり、議会関係施設を初めとして、庁舎機能の機能的な利用を研修し、執務効率のよい庁舎建設への意見を提言するため。

2 場所 伊達郡国見町 国見町役場

3 日時 平成27年7月1日(水)

4 出席者 委員11名、議会事務局3名、総務課2名

5 研修会の内容については、以下記載のとおりです。

以上です。

○議長（黒沢敏雄君） 次に、議会だより編集委員会委員長報告願います。

遠藤宗弘君。

○15番（遠藤宗弘君） 議会だより編集委員会視察研修報告書

このことについて、下記のとおり視察研修を行ったので報告する。

平成27年9月18日

議会だより編集委員会委員長 遠藤宗弘
記

1 目的 議会広報の編集、作成の研修

2 場所 埼玉県寄居町

3 日時 平成27年8月17日(月)から18日(火)の2日間

4 出席者 委員5名、議会事務局1名

5 研修会の内容は、特に特徴的だったのは、編集会議に委託業者まで呼んで一緒に編集しているということでありました。

以上でございます。

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 追加日程第10，議員の派遣について。

議会事務局長。

○議会事務局長（高橋清美君） 別紙報告書を朗読した。

○議長（黒沢敏雄君） お諮りいたします。

ただいま朗読のとおり参加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（黒沢敏雄君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま朗読のとおり参加することに決定いたしました。

◇

◇

◇

○５番（高橋道也君） 動議。

○議長（黒沢敏雄君） ５番 高橋道也君。

○５番（高橋道也君） ５番 高橋道也です。

動議を提出します。

２０１４年４月２０日発行の民主川俣２４０号に対して、訂正を求める決議をすることを提案いたします。

○議長（黒沢敏雄君） 動議の成立には１人以上の賛成者が必要です。賛成される方の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（黒沢敏雄君） ありがとうございました。

ここで暫時休議し、議会運営委員会を開催していただきます。（午後５時３８分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） 再開いたします。（午後５時５１分）

◇

◇

◇

○議長（黒沢敏雄君） ５番、高橋道也君の動議を本日の日程に追加し、追加日程第１１として直ちに議題とすることを採決いたします。

この採決は起立によって行います。この動議を本日の日程に追加し、追加日程第１１として直ちに議題とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（黒沢敏雄君） ありがとうございます。起立少数です。

したがって、この動議を本日の日程に追加し、追加日程第１１として直ちに議題とすることは否決されました。

◇

◇

◇

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（黒沢敏雄君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

これで本定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

会期１６日間にわたり慎重に審議いただき、まことにありがとうございました。心から御礼を申し上げます。

これをもちまして、平成２７年第９回川俣町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後５時５３分）

本定例会で決定した事件は、次のとおりである。

- 議報告第4号 例月出納検査等の結果報告について
- 報告第9号 寄附採納報告
- 報告第10号 地方公共団体の財政の健全性に関する比率の報告について
- 報告第11号 専決処分の報告について
(専決第10号 復興公営住宅敷地造成工事請負契約の一部変更について)
- 発議第7号 平成26年度川俣町各会計決算審査特別委員会設置について
- 議案第68号 川俣町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 議案第69号 川俣町手数料条例の一部を改正する条例
- 議案第70号 川俣町町営住宅条例の一部を改正する条例
- 議案第71号 川俣町町営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 議案第72号 町道路線の認定について
- 議案第73号 平成26年度川俣町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第74号 平成26年度川俣町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第75号 平成26年度川俣町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第76号 平成26年度川俣町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第77号 平成26年度川俣町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第78号 平成26年度川俣町奨学資金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第79号 平成26年度川俣町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第80号 平成26年度川俣町小島財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第81号 平成26年度川俣町飯坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第82号 平成26年度川俣町大綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第83号 平成26年度川俣町小綱木財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第84号 平成26年度川俣町山木屋財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第85号 平成26年度川俣町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第86号 平成27年度川俣町一般会計補正予算(第4号)
- 議案第87号 平成27年度川俣町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 議案第88号 平成27年度川俣町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 議案第89号 平成27年度川俣町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議案第90号 平成27年度川俣町奨学資金特別会計補正予算(第1号)
- 議案第91号 川俣町小島財産区管理会委員の選任について
- 議案第92号 川俣町飯坂財産区管理会委員の選任について
- 議案第93号 川俣町大綱木財産区管理会委員の選任について
- 議案第94号 川俣町小綱木財産区管理会委員の選任について
- 議案第95号 川俣町山木屋財産区管理会委員の選任について

- 議案第 9 6 号 川俣町個人情報保護審査会委員の任命について
- 議案第 9 7 号 教育委員会委員の任命について
- 発議第 8 号 川俣町議会委員会条例の一部を改正する条例
- 発議第 9 号 平成 2 7 年 9 月 関東・東北水害に対する激甚災害指定を求める意見書
- 発議第 1 0 号 平成 2 7 年 9 月 関東・東北水害に係る財政支援を求める意見書
- 発議第 1 1 号 平成 2 7 年 9 月 関東・東北水害に対する激甚災害指定を求める意見書
- 発議第 1 2 号 9 月 1 0 日 関東・東北水害に対する要望書
- 議報告第 5 号 川俣町庁舎建設特別委員会報告について
- 議報告第 6 号 農業及び農村の動向並びに振興に関して講じた施策に関する報告について（平成 2 6 年度分）
- 議報告第 7 号 所管事務調査結果報告について
- 議報告第 8 号 議員研修会等の報告について

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 黒 沢 敏 雄

同 署名議員 高 野 善 兵 衛

同 署名議員 石 河 清